

病第1号議案 横浜市病院事業の経営する病院条例の一部改正について

1 改正理由

令和4年度診療報酬改定において、各医療機関の外来機能を明確化し、医療機関間の連携を推進する観点から、紹介状なしで受診した患者等からの定額負担額の見直しが行われました。これに伴い、定額負担について定める「横浜市病院事業の経営する病院条例」（以下「条例」）の一部を改正します。

2 対象となる病院

紹介状なしで受診した患者等から定額負担を徴収する責務がある医療機関は以下のとおりであり、今回の条例改正の対象となるのは、市民病院・みなと赤十字病院です。

（参考）対象病院

| | |
|--------------------------------------|---|
| ・ 特定機能病院 | 病床数が400床以上かつ高度医療を担う医療機関で、大学病院の本院など、厚生労働大臣が承認した病院 |
| ・ <u>地域医療支援病院</u> （一般病床200床以上に限る） | 病床数が200床以上かつ地域の診療所等との連携を担う医療機関で、都道府県知事が承認した病院（ <u>市民病院・みなと赤十字病院</u> ） |
| ・ 紹介受診重点医療機関 （一般病床200床以上に限る） | 紹介患者への外来を基本とするなど、医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関 |

3 条例上の料金設定について

（1）改正内容

定額負担額について定める条例別表の改正を行います。

| 区分 | 現行 | 改正後 |
|--|------------------------|------------------------|
| 他の保険医療機関等からの文書による紹介によらずに初診を受けるとき | 税込5,500円 （税抜5,000円） | 税込7,700円 （税抜7,000円） |
| 他の保険医療機関等に対して文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず再診を受けるとき | 税込2,750円 （税抜2,500円） | 税込3,300円 （税抜3,000円） |

（2）料金設定の考え方

- 厚生労働大臣が規則等で定める下限額（初診7,000円、再診3,000円）を参考に設定します。
- 歯科については（厚生労働大臣が規則等で定める額は、歯科は初診時5,000円、再診時1,900円に変更）市立病院では歯科口腔外科として外科的な治療を行っているため、現在同様、医科と同額とします（地域中核病院でも医科・歯科同額です）。

4 施行期日について

令和4年10月1日（令和4年厚生労働省告示第52号「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正」の適用期日）

5 その他

横浜国立大学附属病院及び市民総合医療センターについても、市立病院と同様の取扱いとして、料金の上限を認可する議案を今定例会に上程しています。